定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月二十三日

和歌山県田辺市神子浜一丁目二〇番一二号

和歌山電工株式会社

代表取締役　木下　智雄

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月八日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月二十三日

香川県高松市古新町一番地七

四国総合信用株式会社

代表取締役　関　幹生

定款変更につき通知公告

当社は、令和八年七月十五日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

令和八年六月二十三日

長崎県長崎市栄町三番二八号

西九州酒類販売株式会社

代表取締役　光冨　英造

株式譲渡制限設定につき株券提出公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき株主総会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和八年七月三十一日までに当社にご提出下さい。

令和八年六月二十三日

大阪市中央区瓦屋町一丁目一二番一〇号

株式会社協伸

代表取締役　北廣　好勇

優先資本金の額の減少公告

当社は、資産の流動化に関する法律第百九条に基づき、優先資本金の額を金一億九千六百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、当社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

掲載　官報

掲載の日付　令和八年四月二十四日

掲載頁　六十四頁（号外第九十七号）

令和八年六月二十三日

東京都千代田区霞が関三丁目二番五号

特定目的会社Ａｌｌ　Ｓｕｎ

取締役　田中　雅勝

訂正公告

令和八年六月十六日（号外第一三二号）掲載の解散公告中、「代表清算人　小田　延宏」とあるは「代表清算人　沼田　泰之」の誤りにつき訂正します。当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月二十三日

東京都品川区西五反田八丁目九番五号

株式会社フルキャストグローバル

代表清算人　沼田　泰之

訂正公告

令和八年六月十六日（号外第一三二号）掲載の解散公告中、「代表清算人　小田　延宏」とあるは「代表清算人　沼田　泰之」の誤りにつき訂正します。当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和八年六月二十三日

東京都品川区西五反田八丁目九番五号

株式会社フルキャストシニアワークス

代表清算人　沼田　泰之

訂正公告

令和八年六月十一日（号外第一二九号）掲載の旅行業者営業保証金取戻し公告中「⑤本店」とあるは「⑤株式会社Ｌｉｂｅｒｔｙ　Ｊａｐａｎ」の誤りにつき訂正します。

令和八年六月二十三日

東京都千代田区神田富山町七番地ＢＩＺＳＭＡＲＴ神田富山町三〇一号室

株式会社Ｌｉｂｅｒｔｙ　Ｊａｐａｎ

代表取締役　張　永　通

訂正公告

令和七年六月三十日（号外第一四八号）掲載の第一期決算公告（枠組）中、流動資産の金額「1,656,164」とあるは「1,658,364」、資産合計の金額「**1,733,330**」とあるは「**1,735,530**」、流動負債の金額「1,663,991」とあるは「1,666,819」、固定負債の金額「52,137」とあるは「48,537」、負債合計の金額「**1,716,128**」とあるは「**1,715,356**」、株主資本の金額「17,202」とあるは「20,174」、利益剰余金の金額「17,102」とあるは「20,074」、その他利益剰余金の金額「17,102」とあるは「20,074」、負債・純資産合計の金額「**1,733,330**」とあるは「**1,735,530**」の誤りにつきそれぞれ訂正します。

令和八年六月二十三日

東京都中央区八丁堀四丁目三番五号京橋宝町ＰＲＥＸ九階

iNova Pharmaceuticals Japan株式会社

代表取締役　サーシャ・エルンスト

正　誤

ページ	段	行	誤	正
一三三		終りから一三	十六歳以上の者	十六歳に満たない者
〃		一二	〃	〃

令和八年三月二十七日（号外第七十一号）公布　総務省・法務省令第二号（特定特別永住者証明書の交付の申請に関する規則）

（原稿誤り）

一五四ページ改正後欄三行目は次のとおりの誤り。

一　第二項第一号イ又は口に掲げる者が、本邦にある外国人又はその法定代理人の依頼により当該外国人に代わつて別表第七の二の表の上欄に掲げる行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる行為をする場合であつて、地方出入国在留管理局長において相当と認めるとき。

二　［略］

（原稿誤り）

同ページ改正前欄三行目は次のとおりの誤り。

一　前項第一号イ又は口に掲げる者が、本邦にある外国人又はその法定代理人の依頼により当該外国人に代わつて別表第七の二の表の上欄に掲げる行為の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる行為をする場合であつて、地方出入国在留管理局長において相当と認めるとき。

二　［同上］